

調布市地域福祉計画(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和5年12月20日(水)～令和6年1月19日(金)
- (2) 周知方法 令和5年12月20日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所3階福祉総務課, 公文書資料室, 神代出張所, たづくり11階みんなの広場, 市民プラザあくろす, 各図書館, 各公民館, 各地域福祉センター(染地及び調布ヶ丘を除く), 教育会館1階, 総合福祉センター
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, F A X, Eメール, 専用フォームで市役所福祉総務課まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 32件(7人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見	10件
第1章「計画の策定に当たって」に対する意見	1件
第2章「地域福祉の現状と課題」に対する意見	3件
第3章「調布市の福祉の共通事項」に対する意見	9件
第4章「計画の基本方向」に対する意見	6件
第5章「調布市成年後見制度利用促進基本計画」に対する意見	0件
第6章「8つの福祉圏域の取組」に対する意見	1件
第7章「計画の推進に向けて」に対する意見	1件
参考資料に対する意見	1件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	御意見の概要	市の考え方
全般	1	すべての公文書に元号と西暦年号を併記して下さい。	年（度）の表記につきましては、原則、元号表記とし、計画期間である令和6年以降は西暦を併記しています。なお、レイアウトの関係で併記が難しい場合は元号のみの表記とします。
全般	2	<p>不登校支援プランとも迷いましたが、もはや子ども、大人、高齢者、障がい者と分けて考えていては、これからの地域づくりや孤立に関して進展していかないと感じ、地域福祉計画のパブリックコメントに投稿いたしました。</p> <p>資金や人員などを考えると無理は承知ですが、このままでは学校も生徒も、不登校の孤立家庭も厳しい状況が続くと思ってお伝えいたします。</p> <p>『北部地域の主に北ノ台小学校と深大寺小学校の児童が通えるための、校内フリースクールクラス及び、不登校を含めた福祉の窓口が併設された中学校をつくっていただけないか。週1、2回のスクールカウンセラーでは足りないため、各学校に行政・社協など福祉の専門職が常勤し関係各所に繋げていただきたい。』</p> <p>理由としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> * 調布市北部地域に関してお伝えすると、中学校の学区域が広く生徒数は都内の他中学校の中でも突出している。更には老朽化も著しい。 * 北部地域から中学校までが遠いため、昨今の温暖化に伴い暑さの中での登下校や日中の再登校についても、年々体調へのダメージを危惧している。 登下校だけでも疲労が溜まり体調を崩しやすいなど。 * また、少子高齢化と言われているが、北部地域に関しては世代交代もあり、新しく転居してくる方も増えている。 * 不登校の保護者からの声を聞いていると、ひとりひとり理由は違い、学校に行く意味が見出せない子、体調不良で行きたくても行けない子、コロナ禍を経て集団に馴染めない子など、子どもたちが問題なのではなく、今の学校のシステムに合わない子どもたちが増えているようにも思う。 * 校内フリースクールクラス設置の理由については、疲労が見られたり、登校しにくくなってきた児童に対して一時的にフリースクールクラスを利用できるなど、不登校まで至らずに済む対応が出来るのではないかとこの点から。 <p>他県ではすでに実施されているところもある。</p> <p>ステップルームはあるが、利用するまでと利用する際のハードルが高いとの声が聞かれている。良い環境にしていく為にも、今利用しているケース、一度は利用してみたら利用しなくなったケース、利用できなかったケースなど、3択などではなく、ご家族に協力していただき積極的に良いところや、ここは改善して欲しいなどの声を吸い上げていただけたらと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 各学校に行政・社協など福祉の専門の相談窓口を配置する案については、教育と福祉が協力し、新しい学校の形を作っていくって欲しい事から。 * 不登校だけではなく、ヤングケアラー、介護、ひとり親などの福祉の窓口にもなり、災害時の施設使用時の拠点となる場所である事から、市民にとっての施設資源となるのではないかと思う。 * 多世代が身近な福祉の窓口として利用しやすいという部分では、不登校児童のお話を祖父母の方からも聞くことが増えている事もある。 <p>また、逆に保護者から親の介護のお話をきくこともあり、保護者は子育てと介護の狭間にいる事もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 地域住民だけでなく、学校や教員へのサポートや連携にも大きく役立つと思う。 * 重層的支援体制という言葉も出てきている中、地域の学校である教育機関が、教育の管轄、福祉の管轄と分けて考えるのではなく、積極的に地域福祉に参加し今後は学校の困り事を一緒に考えていける体制づくりが出来たらと思う。微力ながら、そのお手伝いをしたいと考えている保護者もいる。 * 北部地域の教育・福祉について、市長を始め、行政、社協、大人達が、引き続き関心を持っていただけたらと思います。 <p>何かの参考になればと思います。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>	<p>調布市教育プラン、第2期調布市特別支援教育推進プラン及び令和6年度からの調布市不登校児童・生徒への支援計画に基づき、全ての子どもたちが、安心して教育を受けることができるようにするとともに、どの子どもも、学びたいと思った時に学べる環境を整え、学級や学校が単独で不登校児童・生徒への支援を行うのではなく、保護者や地域、様々な機関等と連携しながら、社会全体で子どもたちの社会的な自立を支えることを目指して、具体的な取組を進めて参ります。</p>

全般	3	<p>美辞麗句の作文で、計画行政から程遠い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・永遠に実現しない・いつまでも掲げられる高邁な基本理念や基本目標で美化し、財政的裏付けも必要ない進捗管理もできないTo Do List に過ぎない事業を記載しているにすぎない。 ・構成がばらばらで全体や、「課題」、「基本理念」、「基本目標」と「主な事業」の各項目の相互関係が俯瞰できない。わかりやすい一覧表などを追加すること。 ・美しい基本理念や基本目標を課題と事業の間に介在させることで、具体的な事業が課題解決にどの程度実効性があるかわからないようにしてあるのは大変まずい。全体が一覧できるようにすべきである。 ・各事業の「今後の目標」は定量的な目標になっていないので、実効性が評価できない。予算もつけようがない。PDCA サイクルを回せないのが、計画を管理するうえで致命的欠陥である。作って終わり、計画になってない、部分的な分野のTO DO LIST に過ぎない。 ・財政的裏付け（人員を含む）を記載すること。 ・とはいえ、高齢者総合計画（介護など）や障害者総合計画のような切実なものとは違って、理念や目標は遠い「北極星」で、To Do List を管理できれば許容されるかもしれない。 	<p>本計画は対象者を限定することなく、全ての市民を対象として、地域という視点を基盤に、分野共通の課題に焦点を当てて、高齢、障害その他の分野を横断的につなぎ、地域に関わる全ての人と組織が相互に協力し、地域全体で支え合うための方針を定めるため、策定するものです。</p> <p>本計画では、地域福祉の課題と福祉3計画共通の基本理念を踏まえ、地域福祉の展開に当たって4つの基本目標を定めるとともに、高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野の施策を踏まえて、調布市の地域福祉を推進するために特に重点的に取り組む施策等について、重点施策として決めました。</p> <p>また、本計画においては、課題、基本理念、基本目標がどのように関連しているかを明らかにするため、巻頭に計画ガイドを作成し、一覧で示しております。</p> <p>なお、本計画の推進に当たっては、PDCAサイクルの考え方に基づき、調布市地域福祉推進会議において進行管理を行うほか、庁内横断的な連携の下、施策の円滑な推進を図って参ります。</p>
全般	4	<p>福祉3計画+1の4つの計画に共通する欠点は、無味乾燥なTO DO LIST で、生の市民・当事者やその生活がみえないことである。参考資料などで見えるようにすべきである。</p>	<p>市民の生活実態や地域の福祉に対する意識やニーズについては、調布市民福祉ニーズ調査のアンケート調査や住民懇談会を通じて把握し、「調布市民福祉ニーズ調査報告書」として取りまとめています。また、地域福祉計画の策定に当たっては、このニーズ調査等を踏まえて、課題の整理や基本目標を決定し、特に関連する市民の声を選定して、記載をしております。</p>
全般	5	<p>大災害時における、自治会の役割について、また、行政の役割について</p> <p>自治会は、地域住民の互助組織であり、行政の下請け機関でない。自治会の現状は、会員が高齢化し、また組織率も半分程度に低下していて、平時の健常者を対象にした活動はできるが、大災害時において、どれほど機能するかわからない。まず自らの命を守ることが優先され、避難行動要支援者のサポートに対する自治会の役割に過大な期待はしないほうがよい。</p> <p>一方で、行政には、国民や住民の命を守る「公助」というより「公的義務」、「公的責任」があり、平時は障害者福祉や高齢者福祉であり、大災害時においては、2024年1月1日に発生した能登半島地震における初動の遅れが被災者の生死に関わるので、救急救命、消防など、電気・ガス・水道・情報などの社会インフラ復旧、後方支援要請などの大災害時の行政の役割を、この機会に見直すべきである。</p>	<p>災害時における、共助、公助については、重点施策において、地域における防災力の向上と避難行動要支援者への支援について、目標及び具体的な取組を掲げております。</p> <p>また、平常時の備えや災害対応においては「自助」「共助」「公助」が連携して取り組むことが減災につながります。それぞれの役割や取組については、地域防災計画に位置付けております。</p>
全般	6	<p>パブリック・コメント（以下「パブコメ」）の意見募集期間について</p> <p>今回福祉3計画+1の「調布市障害者総合計画(素案)」、「調布市福祉のまちづくり推進計画(素案)」、「調布市地域福祉計画(素案)」、「第9期調布市高齢者総合計画(案)」の4つの福祉関係の計画案のパブリック・コメントの意見募集期間が、2024年1月19日（金）までとなっているが、一度に何百ページもの計画を読み込んで意見を書くのは大作業であり、簡単なもの、雑なものしか書けない。今後は、①日程を1日ずつでもずらすこと。②金曜日を締切りにしても、月曜日（1月22日）にフォローするであろうから、締切日は日曜日（1月21日）にすること。</p>	<p>福祉3計画及び福祉のまちづくり計画は、それぞれ整合を図りながら策定・推進する観点から、策定等のスケジュールを合わせています。頂いた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

全般	7	<p>計画の説明会の周知と開催日を改めること 計画の説明会を開催することはよいことである。しかし、周知が適切でなかったために参加しなかったのに、知ったのが終了後で参加できなかった人が複数名いる。改善を求める。市報ちょうふ12月5日号7ページの「福祉」に「福祉3計画説明会令和6年度が初年度である福祉3計画（地域福祉計画・高齢者総合計画・障害者総合計画）の概要を説明します。■日12月23日(出)午前10時～11時30分■所総合福祉センター2階201～203会議室■定当日先着50人■他手話通訳、要約筆記あり■問福祉総務課☎481-7101」と掲載されたが、パブリック・コメントとの関係について記載していない。</p> <p>一方、4計画のバブコメの周知は、市報ちょうふ12月20日号でされたが、そこには、説明会についての記述がないし、12月23日の開催日まで3日しかなく、周知期間が短すぎる。たまたま説明会のチラシを見て参加する予定だったが、すでに23日を過ぎていた。今後は、計画の説明会は、バブコメ開始から十分な周知期間をとり、また、バブコメと一緒に周知すること。このことについて、調布市全体で、現在、一定のルールがあるか？なければ、作成すること。</p>	<p>今年度は福祉3計画が同時改定となることから、3計画の共通事項や関連する取組等を丁寧に説明するため、市民説明会を開催したところ。多くの方にご参加いただきたく、十分な周知期間を設けるため、市報ちょうふ12月5日号（及びホームページ）に掲載いたしました。しかしながら、いただいたご意見を踏まえ、パブリック・コメント手続などの他の市民参加の取組との関連性についても、市民に伝わりやすい周知方法を検討して参ります。</p>
全般	8	<p>にもかかわらず、12月23日の説明会に17名もの参加者があったとのことは驚きだが、誰からも意見が出なかったというのは問題である。参加していないから想像になるが、「理解されたので、意見が出なかった」というが、「何を尋ねてよいかわからないから、意見が出なかった」と想像する。このバブコメ意見内容のような意見交換ができるような説明会を目指すべきである。</p>	
全般	9	<p>「表記について平成31年（度）は令和元年（度）としています。原則は元号表記とし、計画期間である令和6年以降は西暦を併記しています。」とあるが、原則西暦にするか、元号を使用するなら西暦を併記すること。長い年月が経っても、また誰にも、誤解のないものにすべきである。</p>	<p>年（度）の表記につきましては、原則、元号表記とし、計画期間である令和6年以降は西暦を併記しています。なお、レイアウトの関係で併記が難しい場合は元号のみの表記とします。</p>
全般	10	<p>福祉の共通事項 みんなが自分らしく安心してつながりをもって暮らし続けられるまち 支え合い認め合いともに暮らす 基本理念 ・誰もが社会の一員として互いに認め合う ・尊重し合う地域社会 ・住民全体で支え合う地域社会 ・様々な課題を受け止め包括的に支援する体制</p> <p>高齢者が生きがいをもって自分らしく元気にいきいきと暮らせる仕組みやまちづくり 地域での「支え合い」「助け合い」地域住民を中心とした仕組みづくり</p> <p>課題 地域福祉の意識や人材育成 社会から孤立させない取組 包括的な支援体制</p> <p>ボランティア活動の推進 調布市市政功労者の表彰を実施している。表彰後も継続して取り組んでいく。「バッジ」をつける。自覚をもって福祉活動に専心していく。</p>	<p>いただいた御意見については、関係課と共有させていただきます。</p>

第1章 計画の策定に当たって

案	No	御意見等の概要	市の考え方
2ページ	11	P.2 「■自助、互助、共助、公助のイメージ」は、「「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム」のひとつのイメージ図であろうが、4者の相互の関係は、「費用負担による区分」や「時代や地域による違い」で様々である。 また、「公助」の部分は、憲法25条などの考えによれば「公的義務」であるものが、高齢化の進展や小さな政府や公共財の市場化を志向する新自由主義的考えにより「公助」に変質してきているという批判がある。その結果、社会における経済的格差が進み、特に、障害者や高齢低所得者にとっては、この計画の将来像「みんなで支え合う、誰一人取り残されない、ともに生きるまち」が現実離れた空疎なものになっている。	本計画では、地域福祉の推進において、重要な考え方の一つである「自助、互助、共助、公助」のそれぞれについて、分かりやすく伝えるため、自助、互助、共助、公助のイメージを掲載しています。 また、本計画においては、「自助、互助、共助、公助」の役割分担を踏まえながら、これらが有機的に連携して支援が提供される「地域におけるトータルケアの推進」を重点施策の1つに掲げて取組を推進しています。 今後は、4つの基本目標や2つの重点施策に掲げた事業の取組を通じて、地域福祉の推進を図って参ります。

第2章 地域福祉の現状と課題

案	No	御意見等の概要	市の考え方
15ページ	12	P.15 (3) 要支援・要介護認定者の状況 ・「平成29年度から約800人増加し」とあるが、正確に「874人」と書くべきである。わざわざ、切り捨てて約800人などと書く意味がない。四捨五入すれば900人である。 ・また、この文章の数字は、3本の棒グラフの数字の合計と思われるが、図にその数字を追加すること、また、文章に「平成29年度の10,115人から874人増加し、令和3年度は10989人」と書くこと。 ・さらに、図の目盛りが、3000人から4000人であるが、0人から4000人に改めること。意図的に急増していることを強調してみせたいという恣意的な意図を感じる。 ◆高齢者総合計画（素案）のP.24の数字、例えば、令和3年は10812人と、この地域福祉計画（素案）の令和3年度の上記の数字「10989人」の間に177人の不整合がある。それぞれどのように算出したのか説明すること。大した違いではないが、とにかく、類似の計画で違った数字をそれぞれ記載することはよろしくないため、統一することを求める。	各計画によって、集計している時点が異なる場合があるため、数字が一致しないことがあります。 また、グラフの表し方や表記方法については、集計値に応じて、見やすさなどを工夫しています。
22ページ	13	P.22の「◇安全・安心して生活できる環境づくり（基本目標4）」に、調布市受動喫煙防止条例でも定めのある受動喫煙多発作が盛り込まれていません。喫煙や受動喫煙は、認知症やアレルギーの大きな原因の1つです。誰もが健康でくらするまちをめざし、タバコ対策にもご尽力いただいているのでこちらにも明記してほしいです。	受動喫煙防止に関する施策は、別に策定予定の「調布市みんなの健康・食育プラン」に位置づけ推進して参ります。
28～32ページ	14	P.28～32 3 調布市の地域福祉の課題 課題1～に「市民の声」として、市民、高齢者、障害者の意見が記載されていることは、大いに評価できるが、恣意的な抽出でなく客観性を担保できるように出典元がわかるようにすべきであるし、抽象的に表現するだけでなく、生々しい実態や対応がわかる具体的な中身がほしい。	市民の生活実態や地域の福祉に対する意識やニーズについては、調布市民福祉ニーズ調査のアンケート調査や住民懇談会を通じて把握し、「調布市民福祉ニーズ調査報告書」として取りまとめています。また、地域福祉計画の策定に当たっては、このニーズ調査等を踏まえて、課題の整理や基本目標を決定し、特に関連する市民の声を選定して、記載をしております。

第3章 調布市の福祉の共通事項

案	No	御意見等の概要	市の考え方
34ページ	15	<p>P.34 (2)「バラハートちょうふ」が実態の伴っていないキャンペーンにみえる。日頃から、市職員や市議会議員の障害者などへの差別・偏見・ハラスメントなどを見聞きする。</p> <p>前者の一例は、2023年12月25日に公表された、「調布市福祉タクシー券及びガソリン費助成事業の制度改正(案)」に対するご意見と市の考え方」の中のNo.129の意見である。市役所窓口で受けた差別・ハラスメントを訴え、「担当部署に障害者の職員が居れば理解を得られるのでは無いか」といった提案もされている。しかし、担当(障害福祉課)の「市の考え方」は、感度が低いというかピントがずれていて、適切に対応されていない。</p> <p>https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1703039830369/files/pabukome.pdf</p> <p>後者の一例は、急な階段を上がるのが困難な障害者の市議会傍聴に対して合理的配慮がされていたのが取り消されようとしたことである。</p> <p>市長・市職員や議会・議員は権力を持った強者であり、障害者や一般市民は弱者であり、多くの市民は対等に正論で市長・市職員や議会・議員に反論できない不平等な力関係にある現実を権力者は認識すべきである。</p> <p>この状況を調布市長以下市職員や議会・議員は共有し、深刻に受け止めることを求める。そして、「バラハートちょうふ」というキャンペーンが中身の無い美辞麗句の上滑りのマンネリのキャンペーンになってないか、直ちに緊急点検を求める。</p>	<p>窓口での職員の対応に関する御意見については、障害者差別解消法、障害に対する考え方、合理的配慮に関する研修などを通じ、職員に周知するとともに、障害理解に関する一層の意識啓発を進めて参ります。「バラハートちょうふ」のキャッチフレーズのもと、これまでのさまざまな分野での取組の振り返りを踏まえ、より実のある普及啓発事業を今後も展開し、障害に関する市民全体の理解を広げ共生社会の充実に努めます。</p>
34ページ	16	<p>「バラハートちょうふ」を中身のあるものにする、つまり、市役所における職員の障害者差別・偏見・ハラスメント撲滅の実効ある施策を実行すること。</p>	<p>職員が法の趣旨に沿って適切に対応することができるよう、「調布市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規則」が規定されています。市職員(出先職場含む)向けの研修を平成27年度以降、法律の概要、合理的配慮、職員対応規則等についてや障害当事者の講話を内容とする研修を年1回実施しています。また新人職員向けの研修メニューにも障害理解の時間を設け、同様の内容で実施しています。今後もこれらの研修を継続実施することで、職員の障害理解の普及啓発と対象者に合わせた合理的配慮が行えるよう努めて参ります。</p>
34ページ	17	<p>p. 34 新たな総合福祉センターの整備について</p> <p>地域共生社会を充実するための総合的な福祉拠点とするには、誰もがアクセスしやすい市の中心地(調布駅前)に置くべきです。</p> <p>地域福祉計画が福祉関係施策の最上段に位置づけられることを鑑みても、その施策の中心的役割を果たす総合福祉センターは、市役所のそばにあるのが望ましいと思います。調布駅前の現位置、あるいはグリーンホールが建て替えられるならば、その中に置かれるのが最適だと思います。</p>	<p>総合福祉センターの移転・更新につきましては、令和4年2月に取りまとめた公表した「総合福祉センターの整備に関する考え方」及びパブリック・コメントの実施結果において市の考え方を示しております。また、新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討内容等につきましては、令和5年11月に「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会報告書」として取りまとめて公表しております。</p> <p>今後は、「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会報告書」等を踏まえ、センターの基本機能の維持・向上やユニバーサルデザインの理念に基づく施設整備のほか、調布駅周辺の福祉機能との連動やアクセシビリティの向上等について、引き続き、利用者・関係団体等の御意見を伺いながら、京王多摩川駅周辺地区への移転・更新に向けた取組を進めて参ります。</p>

34ページ	<p>18</p> <p>新たな総合福祉センターの整備（移転計画）については、障害者福祉関係の法律に違反し、障害者の人権侵害となるので、この計画から削除を求める。 「新たな総合福祉センターの施設整備に当たっては、「福祉3計画」および「福祉のまちづくり推進計画」との整合を図りながら、各計画の将来像や基本理念の具現化を目指すとともに、基本理念に掲げた「地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点」となるよう、取組を進めます。」とある。 しかし、移転が障害者の人権侵害を引き起こす多くの問題が、すでに利用者である障害者や良識ある市民から指摘されていることに対して、調布市は具体的対応策を（示せないからか）示さずに、できないことをさもできるかのように記載して先送りして、人権侵害の事業を強行しつつあることは、詐欺的である。 この移転計画の実態は、京王電鉄の「救済策」であるアンジェ跡地の再開発計画、そして、調布駅前広場周辺の再開発計画により一部の強者は利益を得るが、弱者である障害者に犠牲を強いる残酷な施策である。これは、障害者権利条約をはじめとして福祉関係の法律や条例、基本理念、各計画に反していることを指摘する識者もいる。移転を取りやめること。</p>	<p>総合福祉センターの移転・更新につきましては、令和4年2月に取りまとめて公表した「総合福祉センターの整備に関する考え方」及びパブリック・コメントの実施結果において市の考え方を示しております。また、新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討内容等につきましては、令和5年11月に「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会報告書」として取りまとめて公表しております。 今後は、「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会報告書」等を踏まえ、センターの基本機能の維持・向上やユニバーサルデザインの理念に基づく施設整備のほか、調布駅周辺の福祉機能との連動やアクセシビリティの向上等について、引き続き、利用者・関係団体等の御意見を伺いながら、京王多摩川駅周辺地区への移転・更新に向けた取組を進めて参ります。</p>
34ページ	<p>19</p> <p>各種計画更新の時を一齐に迎えるとはいえ、市報12月20日号にて、5本ものパブコメが募集されていたのには驚きました。市民に意見を求めるのであれば、日を少しづつずらすとか、内容の説明を行うとか、出しやすいような工夫をしてほしいと思います。そこでこちらも、同じ分野へのコメントですら、一部同じ記述を援用させていただきます。 調布市ホッとする故郷をはぐむ街づくり条例の元、街づくり協議会という枠組みがあり、住民参加、住民発意のまちづくりを行うことができるシステムのように思えますが、これは実は地権者でなければ会員にならないという規定がありました。この街を住みよく魅力的でかつ穏やかな街にしたいと、例えば駅前広場の改修に意見を持って市に提案するチームを作ろうとして、市内各所から同じ志で集まり力を合わせたいと思うとき、広い視野を持つアソシエーション、という概念は市にありませんでした。もちろん、同じ志の中には、市民(年齢差、性別、職業、趣味の違いを持ち寄り)、行政、専門家、事業者を含みます。市の新しい事業計画を前に、まず広く一般市民のワークショップのようなもので一堂に会して提案を集める、専門家は園コラーージュのようなものを元にくつかの絵(検討図)をつくる、何度か集まって立場の違う人との意見交換や調整でまとめてゆく…。一見時間はかかるようですが、身近な例では、下北沢では線路跡地の活用をそのような「デザイン会議」で成し遂げました。私たちは世田谷区北沢支所のまちづくり課に取材しましたが、行政でも市民参加をうまく使っている自治体に見学に行かれたらいかがでしょうか。世田谷では全ての町に街づくり協議会協議会があり、行政との協働は必須という事です。調布市の市民参加プログラムは具体的ではなく、一緒に施策を練って作り上げるという姿勢は基本的に庁内で共有されてないと感じます。調布の駅前には、時代が既にスクラップ&ビルドの時代ではないにもかかわらず、大きな開発が民間も行政の公共事業としても計画されています。その一つ、駅前広場開発計画ですが、これの計画段階、コンセプト作りから、地域福祉の分野から参加したのでしょうか？建設部門だけでなく、庁内各部署はそれぞれの分野から市民の生活の安全を保障する役目を背負っています。計画図には福祉分野の視点が感じられず、この分野もその視点を持って意見発信してほしいかと思っています。 ホッとする心が育めるような、武蔵野の自然がしのばれるような緑あふれる駅前だったものを、交通結節点を指す広場にする必要があったのでしょうか？都市公園であったものが、大きなロータリーに席卷され、道路であるがゆえに狭い歩行空間をただ通り過ぎるだけの通路になってしまいました。駅前に賑わいはほどほどに、市内で数少ない、また主要駅の利便性から人が集まり、コミュニティー広場が機能していたのに、そんなうるおいの「市民の広場」のイメージはなくなってしまいました。環境面でも駅前は大いに後退しました。近年からの課題として、開発よりもせめて現状の環境維</p>	<p>総合福祉センターの移転・更新につきましては、令和4年2月に取りまとめて公表した「総合福祉センターの整備に関する考え方」及びパブリック・コメントの実施結果において市の考え方を示しております。また、新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討内容等につきましては、令和5年11月に「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会報告書」として取りまとめて公表しております。 今後は、「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会報告書」等を踏まえ、センターの基本機能の維持・向上やユニバーサルデザインの理念に基づく施設整備のほか、調布駅周辺の福祉機能との連動やアクセシビリティの向上等について、引き続き、利用者・関係団体等の御意見を伺いながら、京王多摩川駅周辺地区への移転・更新に向けた取組を進めて参ります。</p>

持です。高いビルと汚染された空気、上から下からの熱気で、事故も起きかねない暑さに見舞われる空間となってしまいます。。たくさんの樹木は酸素を出して空気をきれいにし、日差しをさえぎり、風をいなします。輻射熱を防ぎ、その樹の下のベンチでホッと憩えるような広場をつくることは住民を守る自治体の使命であるはずで

す。新たな総合福祉センターの整備について」です。市の考え方でセンターの移転先は、京王多摩川駅前です。あのあたりは峽（ハケ）下。はっきりと浸水予想地域です。

●総合福祉センターはまだ築43年。何故急いで移転をさせるのでしょうか？

近年地域共生社会を謳った調布市は、駅前に福祉センター、社協があることで「さすが」と言われてきました。駅から信号を使わずに行ける、利用する障がい当事者、高齢者（在宅支援の拠点）、子ども若者、相談者、出入りするボランティア、専門員、職員、市民にとって利便性に優れ、気軽に立ち寄ることができる場所にありました。移転が計画される場所は電車でひと駅先だとは言え、高架でホームが曲がっている、電車とホームの間に20cmもの隙間があるようなホームであり、エスカレーターはなく、小ぶりのエレベーターが1台あるのみの駅です。車いすは1台しか入りません。京王線でも駅として不備ランク上位、しかも会社にとってもセンター移転のメリットは見つけられないでしょう。改修順番は遅いとのこと。調布駅まで来ていた人たちをシャトルバスで送り迎えするにしても、双方にとってタイヘンな負担になります。先に挙げた出入りの利用者等にとって移転でメリットが考えられない、もう行かないという選択をする市民も多いと思われます。

先に書いたことと相反しますが、京王電鉄では2019年に京王多摩川駅周辺の街づくり提言を市に出しています。植物園跡地での再開発計画の中で、市の公共施設があることは、人が集まるというメリットが非常に高いとされたのでしょう。そこに、市によって障害のある市民への迷惑も顧みられず総合福祉センターがあてはめられたとも思われます。

このセンター移転について、冒頭に挙げたバリアフリー推進協議会と公共交通活性化協議会を傍聴した限りでは、議題が上がっていなかったように思います。どんな施策でも、まず利用者市民の意見、関連外部からの意見、専門家らの意見をひと場所に集めての協議、ワークショップから始めるのが妥当だと思えます。審議会、協議会での議案は市が提出する、その事案だけを検討するのが審議会だとしたら、駅前広場もそうでしたが、多額の予算を使う計画が市の担当者または委託のコンサルタントだけで決まってしまうのはとても危険です。また、一連のこの流れに対して、市議会はどんな役目を果たしたのでしょうか？市民の代表である議員へは、「説明」だけでなく、5行上のマップに加わる仕組みを作ることを願います。

総合福祉センターの移転は止めるべきだと思います。調布市の今までの福祉政策、内容全ての質が下がるのが目に見えています。

今までの維持管理不備で要修理箇所が多いのであれば、管理者責任として、調布駅周辺で最近できたいくつかの大型マンションに土地利用を働き掛けるべきだったと思います。

<p>34ページ</p>	<p>20</p>	<p>調布の福祉計画を、「高齢者総合計画」、「障害総合計画」としてわけて計画を立ており、きめ細やかな具体的な計画が記されている評価したいが、誰が実現をさせるのか。 地域共生社会であるから自助、互助、共助、公助を展開する。市は計画をたてる、建物を建てる、民間等に事業を委託する。それが公助の仕事。市はお金をだす、その計画を実施するのは委託先、民間等。そこにいる従事者、ボランティア市民。そこに市の姿勢、市職員の姿がみえない。調布の福祉をどう市は考えているかが見えてこない。 特に総合福祉センターを多摩川に移転すると記されている。このことは、共生社会の理念に反しているのではないか。総合福祉センターを移転するということは、調布の福祉事業の中心的を担ってきた福祉協議会が移転するということであり、福祉の後退である。 調布市社会福祉協議会の拠点である総合福祉センターが、調布の中心地調布駅前から、一駅先の京王多摩川駅に移転する計画が進められているとある。社会福祉協議会は、会員制で福祉にかかわる人づくり、組織づくりもしてきた。相談機能、障がい者の活動場所にもなってきたその場が、不便な場所に移ることによって、人材不足にならないか。事業展開はできるのか。障がい者を支えることで元氣にもなってきた市民も多かったが、遠くなったらもう福祉に関わらないとボランティアさんの声も大きく。ここで活動していた障がい者は、いけないとあきらめている。 障がい者を排除するのではなく、日常の社会の中に障がい者はいる。一緒に社会を作っていきたい。障がい者が生活しやすい社会は、素晴らしいまちである。そのことを社会福祉協議会は目指して活動をしてきたのに、その活動場所である総合福祉センターを調布市は京王多摩川に移す。このことは、どんな素晴らしい障がい者総合計画を立てても、市民、障がい者にとって弱者にやさしい調布ではない。。どんな素晴らしい福祉計画を立てても、市民、障がい者にとって弱者にやさしい調布ではない。この調布市総合福祉センターの移転計画は、これから福祉にかかわる人材を増やさないと言っていけない障害福祉サービスを展開するのには、後退する計画です。 福祉にかかわる人たちは、素晴らしい活動をしてきたのに、市に委託費をもらっているから市に対して意見が言えないということがないように、調布市への不信につながらないように福祉の計画であってほしい。 共生社会とは何かを、市民と市で話した。一緒に調布の福祉、調布のまちをどのように住みやすい街のするのかを考えてたい。 市職員さんももっと現場に出てきてほしい。実態を知ってほしい。 以上 障がい者、高齢者、ひとり親等の生活援助をさせていただいているが、数人の人を見ることはできない。 福祉の生活援助は、人と人とのつながりで出来るもの。企画的に支援はできないので福祉にかかわる人材を増やすのは、難しい。</p>	<p>総合福祉センターの移転・更新につきましては、令和4年2月に取りまとめで公表した「総合福祉センターの整備に関する考え方」及びパブリック・コメントの実施結果において市の考え方を示しております。また、新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討内容等につきましては、令和5年11月に「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会報告書」として取りまとめ公表しております。 今後は、「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会報告書」等を踏まえ、センターの基本機能の維持・向上やユニバーサルデザインの理念に基づく施設整備のほか、調布駅周辺の福祉機能との連動やアクセシビリティの向上等について、引き続き、利用者・関係団体等の御意見を伺いながら、京王多摩川駅周辺地区への移転・更新に向けた取組を進めて参ります。</p>
<p>34ページ</p>	<p>21</p>	<p>P.34 (3) 新たな総合福祉センターの整備について(上記「総論」などと一部重複するが) 総合福祉センターの京王多摩川駅周辺地区への移転は、京王電鉄のアンジェ跡地の再開発計画、そして、調布駅前広場周辺の再開発計画のために障害者を犠牲にするものであり、福祉の基本理念や各計画に反している。障害者に交通の不便や危険を強いるものであり、特に、多摩川の氾濫時には生命を脅かすとの市民の声があるように、法律や条例や基本理念に逆行するものである。移転を取りやめること。 調布駅前から、福祉対応が整ってない京王多摩川駅周辺に移転することは、バリアフリー法に反する(ホームドア未設置など)。また、障害者差別解消法に反する(交通の便が悪くなり、合理的配慮に逆行している)などなどである。 この計画に記載するなら、各法令や基本理念に合致するために必要な施策を具体的に年度計画で示すことを求める。そうでなければ、この計画から削除することを求める。</p>	<p>総合福祉センターの移転・更新につきましては、令和4年2月に取りまとめで公表した「総合福祉センターの整備に関する考え方」及びパブリック・コメントの実施結果において市の考え方を示しております。また、新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討内容等につきましては、令和5年11月に「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会報告書」として取りまとめ公表しております。 今後は、「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会報告書」等を踏まえ、センターの基本機能の維持・向上やユニバーサルデザインの理念に基づく施設整備のほか、調布駅周辺の福祉機能との連動やアクセシビリティの向上等について、引き続き、利用者・関係団体等の御意見を伺いながら、京王多摩川駅周辺地区への移転・更新に向けた取組を進めて参ります。</p>
<p>34～35ページ</p>	<p>22</p>	<p>P.34～35 (4) SDGs が適切に選定されたか疑わしい。17ゴール(目標)のなかから選定されたものと選定されなかったものの選定基準・理由を説明すること。 地域福祉計画、高齢者総合計画、障害者総合計画の間で多少の差異はあるが、例えば、2「飢餓をゼロに」は1「貧困をなくそう」に含めてよいだろうか、4「質の高い教育をみんなに」は地域福祉教育にも必要ではないのか?5「ジェンダー平等の実現」がどれにも入っていないのは理解に苦しむ。16「平和と公正」は、障害者総合計画だけでよいのか。などなどである。見直しを求める。なお、そもそも、この計画において、持続可能社会を志向するSDGsとの関係を記載する実質的意味がどこまであるのか疑わしい。単なる権威付けに見える。</p>	<p>福祉3計画の策定に当たっては、SDGsの目標について、基本計画を参考に各計画に特に関連性が強いものを選定して記載することとしています。いただいたご意見を踏まえ、各計画に関連する目標を精査するとともに、各計画に記載された目標以外についても、それぞれの目標の視点を念頭に、各計画を推進して参ります。</p>

36ページ	23	p. 36 基本理念 包括的支援体制 福祉分野のみならず他分野とも連携することは非常に重要であり不可欠です。学校や公民館とも連携し、世代間交流の実質的な実現を図って下さい。	複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、福祉分野のみならず多機関協働による包括的な支援体制の整備が必要です。地域住民や関係機関、学校等と分野や世代を超えて連携し、地域生活課題の解決に取り組んで参ります。
-------	----	---	---

第4章 計画の基本方向

案	No	御意見等の概要	市の考え方
52ページ	24	P52 4-1 複雑化・複合化した課題を解決する包括的な支援づくり 調布市では令和4年度小中合わせて約460名の不登校児童・生徒がいました。大人は仕事が終わらなかつたら転職できますが、子どもは学校が合わなかった場合の選択肢が少ないです。児童青年課と指導室で話し合っただき、児童館を不登校の子の居場所、学び場をすることを提案します。出席日数扱いになると保護者、本人の安心へと繋がります。小学校の児童館は子育て広場としての使用があるので、すぐには難しいかもしれませんが。青少年ステーションCAPSは中学生の不登校生徒の居場所として使用することを提案します。CAPSには工作室、勉強室、運動室、があり、工夫するとはしうち教室よりも適応指導教室寄りの居場所になる可能性があります。CAPSを調布市の学校へ行きにくい中学生の居場所として認めてくださるようお願い致します。	令和6年度からの調布市不登校児童・生徒への支援プランに基づき、全ての子どもたちが、安心して教育を受けることができるようにするとともに、どの子どもも、学びたいと思った時に学べる環境を整え、学級や学校が単独で不登校児童・生徒への支援を行うのではなく、保護者や地域、様々な機関等と連携しながら、社会全体で子どもたちの社会的な自立を支えることを目指して、具体的な取組を進めて参ります。 不登校児童が増加する中、子どもの居場所としての児童館機能の強化が求められており、教育委員会や調布市子ども若者支援地域ネットワークと連携のうえ、様々な福祉課題や地域の健全育成環境づくりに取り組んでおります。 不登校支援については、教育委員会とも連携し、児童館では小中学生、学童クラブでは中学生の不登校児童の居場所としての活用が行われています。 青少年ステーションCAPSにおいても、不登校傾向の生徒を含めて、中高年生世代の不登校児童の受入を開設当初から実施しております。 利用のきっかけは、「自分で調べて」「保護者に連れられて」「関係機関に紹介されて」「学校の先生に紹介されて」等様々です。 当初は、他の利用者が来館する前に退館をしていた利用者も、利用を継続することで滞在時間が伸び、学年や地域が違う利用者との関係性ができると、児童館・CAPSならではの大きなメリットがあることが特徴です。 現状において、CAPSの利用者については、学校の出席扱いになっておりませんが、その実現可能性について、調査・検討をして参ります。
54ページ	25	p. 54 地域福祉コーディネーター事業の推進（多機関協働事業） 多機関協働事業のために8つの福祉圏域を設定し、コーディネーターを各地域1名ずつ配置とありますが、実効性ある支援体制を構築するためには、複数名の配置が必要ではないでしょうか。	地域福祉コーディネーターが全ての福祉圏域に1人ずつ配置されたことにより、多機関協働による包括的な支援体制の構築等が推進されたことと認識しています。 今後の地域福祉コーディネーターの拡充につきましては、各福祉圏域に配置された地域支え合い推進員との連携などの各取組の成果等を総合的に勘案したうえで、検討して参ります。
54ページ 66ページ	26	調布市は、福祉計画を8つの地域に分け、この計画を進めています。調布市社会福祉協議会も「調布市地域福祉活動計画」を策定して、地域福祉を進めるために活動をしていることは、市民にとって力強いことです。8つの地域包括支援センターをそれぞれ活動してくれています。ゆうあい福祉公社も活動してくれています。 その中で、多機関協働の中心的な役割を担う地域福祉コーディネーター（相談支援包括化推進員兼務）と地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）その8つの福祉圏域全てに1名ずつ配置して活動をしているとのこと。 色々な地域の福祉の場面で委員さんとお会いします。それぞれ地域に1名ずつでは、相談相手もなく、地域の団体、地域の人をつなぐコーディネーターをするには無理ではないか、求める仕事量が一人でやれる範囲ではない。 今回の能登半島地震が起き、被害、多くの避難者を見る中、地域で人がつながることの大切さを改めて知った。地域福祉コーディネーター（相談支援包括化推進員兼務）と地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）さんの力が地域には求められる。福祉にかかわる市民が増え、住みやすいまちになるよう、複数の体制で相談しながらできる複数構築できる体制を望みます。	地域福祉コーディネーターが全ての福祉圏域に1人ずつ配置されたことにより、多機関協働による包括的な支援体制の構築等が推進されたことと認識しています。 今後の地域福祉コーディネーターの拡充につきましては、各福祉圏域に配置された地域支え合い推進員との連携などの各取組の成果等を総合的に勘案したうえで、検討して参ります。

67ページ	27	P.67 (4) 地域防災力の向上と避難行動要支援者への支援 ① 主な事業「調布市避難行動要支援プランの推進」(福祉総務課)と ② その他の関連事業「防災意識の啓発」(総合防災安全課)だけでよいのか? 直近の能登半島地震からは不十分でないかを感じる。 大災害時を想定すると、自治会会員も被災者であり、そのような状況で何ができるか大変難しい。自治会会員も高齢化し、また組織率も半分程度に低下していて、避難行動要支援者のサポートはせざるをえないが、どこまで出来るか疑問である。 自治会は、原則地域の健常者を対象にした互助組織と考えるべきで、行政には、国民や住民の命を守る「公助」というより「公的義務」、「公的責任」があることを強調しておく。2024年1月1日に発生した能登半島地震において、初動の大切さや、断水(飲料水、トイレの水)、食糧、電気、情報などのインフラの分断が起きているが、大災害時のライフラインの復旧や食糧備蓄及び国や他自治体やボランティアへの応援要請などは公助としての行政の役割であることを強調しておく。	災害時における、共助、公助については、重点施策において、地域における防災力の向上と避難行動要支援者への支援について、目標及び具体的な取組を掲げております。 また、平常時の備えや災害対応においては「自助」「共助」「公助」が連携して取り組むことが減災につながります。それぞれの役割や取組については、地域防災計画に位置付けております。
67ページ	28	P.67 (4) 地域防災力の向上と避難行動要支援者への支援 災いを「天災」に限定した固定観念を捨て、オレオレ詐欺などの特殊犯罪等の「人災」を含めれば、もう少し本計画で行うべき事業も追加されてよいのではないか?	市は、警察署や関係団体と連携した各種啓発イベントやキャンペーンを実施し、特殊詐欺対策の注意喚起や意識啓発を図っています。特殊詐欺対策については、市の基本計画事業に位置付けております。
68ページ	29	P.68 重層的支援体制整備事業 美しく複雑な仕組みや文言がならんでいるが、役人の机上の空論に見える。果たして実効性があるのか疑わしい。具体的に例をあげて、誰が誰に何をするか市民が理解できる説明を求める。	重層的支援体制整備事業については、「重層的な支援体制の整備の推進(重層的支援体制整備事業実施計画)」として基本的な考え方、事業の内容や事業の実施体制などを明記しました。今後も、この実施体制等に基づき、複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の構築を推進して参ります。

第6章 8つの福祉圏域の取組

案	No	御意見等の概要	市の考え方
100ページ	30	P.100 7 第一・富士見台-多摩川小学校地域地域の紹介 「総合福祉センター(京王多摩川駅周辺地区に移転予定)」とあるが、総論や各論のP.34 (3) 新たな総合福祉センターの整備について、に記載したが、総合福祉センターを京王多摩川駅周辺地区に移転することは障害者の人権侵害になり、この計画に反するので、「(京王多摩川駅周辺地区に移転予定)」の文言は削除するか、「移転検討中」などの文言に変更すること。	総合福祉センターの移転・更新につきましては、令和4年2月に取りまとめて公表した「総合福祉センターの整備に関する考え方」及びパブリック・コメントの実施結果において市の考え方を示しております。また、新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討内容等につきましては、令和5年11月に「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会報告書」として取りまとめて公表しております。 今後は、「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会報告書」等を踏まえ、センターの基本機能の維持・向上やユニバーサルデザインの理念に基づく施設整備のほか、調布駅周辺の福祉機能との連動やアクセシビリティの向上等について、引き続き、利用者・関係団体等の御意見を伺いながら、京王多摩川駅周辺地区への移転・更新に向けた取組を進めて参ります。

第7章 計画の推進に向けて

案	No	御意見等の概要	市の考え方
105ページ	31	P.105 3 計画の進行管理・評価 「PDCAサイクルの考え方に基づき、本計画の進捗状況の定期的な把握と取組の継続的な改善を図ります。」とあるが、この計画でまともにはできると思うか? 定量的な計画(目標値)が定められていないのどうやって行うのか? 1サイクルは1年か? 記載する以上やらなければ意味がないが、まともなCheckができない。 なお、これまではやってきたか? やってきたなら詳細を示すこと。	本計画の推進に当たっては、PDCAサイクルの考え方に基づき、調布市地域福祉推進会議において進行管理を行うほか、庁内横断的な連携の下、施策の円滑な推進を図って参ります。

参考資料

案	No	御意見等の概要	市の考え方
106ページ	32	<p>P.106～参考資料「資料1 調布市の地域福祉計画と国の主な動向，資料2 地域福祉に関する統計データ，資料3 調布市民福祉ニーズ調査（アンケート調査）の主な結果」は，概して有用である。</p> <p>但し，細部に要改善項目はある。例えば，福祉3 計画に共通の資料とする。詳細調査のための出典情報。将来予測図表（人口ピラミッドなど）。</p>	<p>市民の生活実態や地域の福祉に対する意識やニーズについては，調布市民福祉ニーズ調査のアンケート調査や住民懇談会を通じて把握し，「調布市民福祉ニーズ調査報告書」として取りまとめており，各計画においては，特に関連するもののみを計画に掲載しています。</p> <p>また，将来人口推計については，「地域福祉の現状」の項目に記載をしております。</p>